

# 附属機関等の会議の公開に関する基準

平成21年4月1日

## (1) 目的

この基準は、附属機関等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、もって開かれた市政運営を一層推進することを目的とする。

## (2) 対象とする附属機関等

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関
- ② 規則又は要綱により設置された附属機関に準ずる機関

## (3) 会議の公開の原則

附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- ① 法令等（法律、条例、規則又は要綱をいう。）の規定により非公開とされている場合
- ② 桑名市情報公開条例（平成16年桑名市条例第20号）第6条各号に規定する非公開情報に該当する事項について審議等を行う場合
- ③ 附属機関等の長が、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認める場合

## (4) 会議の非公開の決定

附属機関等の会議の非公開の決定は、(3)の規定により附属機関等の長が行うものとする。この場合において、附属機関等の長が、必要があると認めるときは、当該附属機関等の委員の意見を聞くことができる。

## (5) 会議開催の事前公表

附属機関等の庶務を所管する課長が当該附属機関等の会議を開催するときは、会議の開催の日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議案内（別記様式）を市のホームページに掲載し、総務課長に提出するものとする。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

- ① 会議又は附属機関等の名称
- ② 開催日時
- ③ 開催場所

- ④ 議題
- ⑤ 公開、非公開の別（議題ごと）
- ⑥ 非公開の理由（会議を非公開とする場合に限る。）
- ⑦ 傍聴人の定員（会議を公開とする場合に限る。）
- ⑧ 傍聴の申込方法（会議を公開とする場合に限る。）
- ⑨ その他附属機関等の長が必要と認める事項
- ⑩ 問合せ先

(6) 会議の公開及び傍聴について

ア 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し当該附属機関等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

イ 附属機関等の長は、傍聴を認める者の定員を定めることができる。

ウ 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順又は抽選とする。

エ 附属機関等の長は、当該附属機関等の会議を公開するに当たり、会議が公正かつ円滑に行われるように傍聴人に次の事項を守らせ、会議の会場の秩序維持に努めなければならない。

- ① 附属機関等の委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- ② 会議の会場において発言しないこと。
- ③ はち巻き、腕章等の示威的行為をしないこと。
- ④ 談話、飲食等をしないこと。
- ⑤ その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

オ 傍聴人は、附属機関等の会議において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、附属機関等の長の許可を得た場合は、この限りでない。

カ 傍聴人は、次に掲げる場合、速やかに退場しなければならない。

① 附属機関等の長が、当該会議を非公開とすることを宣言し、傍聴人の退場を命じた場合

② 傍聴人がエの①から⑤まで及びオの規定に違反し、附属機関等の長が、退場を命じた場合

キ 附属機関等の会議を公開する場合、当該会議の資料を傍聴人に配布又は閲覧の方法により行うものとする。この場合において、非公開となる事項が含まれる場合は、当該事項が判別できない処理をするものとする。

(7) その他

ア この基準に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開に関し必要な事項は、それぞれの附属機関等において別に定める。

イ 附属機関等の長が不在の場合、附属機関等の長が決定すべき事項については、委員の合議で決定するものとする。